

国保特定健診・高齢者健診の追加健診が始まります

国保特定健診・高齢者健診はお済みですか

問合せ先／住民課 (979-8111)



まだの人は
お早めに。

町では、国民健康保険加入者向けに国保特定健診を、後期高齢者医療保険加入者向けに高齢者健診を6月～8月に実施しました。受診し忘れてしまった人は12月の追加健診を受診しましょう。

対象／6月～8月に健診を受けていない、函南町の国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者

期間／12月1日(水)～12月31日(金)

※年末の診療日については各医療機関にお問い合わせください

医療機関／函南町、伊豆の国市、伊豆市の各医療

機関(詳しくは5月頃に郵送した健診案内をご覧ください)

持ち物／成人健康診査受診券、健診質問票、国民健康保険証または後期高齢者医療保険証 ※受診券を紛失してしまった人は健康づくり課の窓口で再発行申請をお願いします(要保険証・印鑑)

●●● 特定健診の受診状況 ●●●

平成20年～21年度の特定健診は7割の人が未受診でした。受診しない理由に「私は〇〇の病気があるから毎月病院に行っている。だから健診は受けなくても大丈夫」という声が聞かれます。しかし、治療をしている病気以外に生活習慣病がひそんでいる可能性があります。つまり、**毎月病院に行っていたとしても、年に1回の健診を受けること(ご自身の健康状態を知ること)はとても大切なのです。**

12月は今年の健診の最後のチャンス。まだの人は、ぜひこの機会に受診してください。



健診は大事ですよ!

函南町の四季折々の写真と町の行事予定、医療機関の地図などが掲載された「平成23年町民カレンダー」を12月に配布します。

組に入っている世帯は、組長さん経由で配布されます。組長さん宅に12月10日(金)までにお届けする予定です。また、12月10日(金)には、町内各施設(函南町役場1階ロビー、函南町中央公民館、函南町保健福祉センター、函南町西部コミュニティセンター、函南町農村環境改善センター)に設置しますので、組に加入していない世帯や、2世帯住宅などで2部以上欲しい世帯はそちらでお受け取りください。

カレンダーは、B4サイズ2枚分の大きさです。3穴タイプになっていますので、ご家庭の掲示場所に合わせてお使いください。



問合せ先／企画財政課 (979-8101)

平成23年町民カレンダー 12月に配布・設置

所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業主の皆さんへ 平成 23 年度からの個人住民税の特別徴収をお願いします。

問合せ先／函南町税務課 (979-8109)

事業所などに勤務している人の個人住民税（市町村民税＋県民税）は、所得税の源泉徴収と同様に事業主の皆さんに特別徴収（給与天引）していただいたうえで、課税した市町村に納入していただくことが必要です。町では個人住民税の特別徴収未実施の事業主の皆さんに、平成 23 年度から特別

徴収に切り替えていただくようご理解とご協力をお願いしています。また、現在静岡県と県内市町では、平成 24 年度には所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業主に個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。

地方税の総合窓口「^{エルタックス}eLTAX」を導入します 電子申告のご利用は 12 月 20 日から！

問合せ先／（社）地方税電子化協議会 ^{はいしんこく} (0570-081-459) 函南町税務課 (979-8109)

町では、インターネットで地方税の申告ができる地方税電子申告システム「eLTAX」を 12 月 20 日（月）から導入します。

eLTAX とは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口です。オフィスや自宅でインターネットを通じて地方税の申告や、eLTAX 用ソフト「PCdesk」で申告書の作成ができます。また、複数の地方公

共団体への申告を一度に行うことができます。詳しくは eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧ください。

eLTAX でできること／給与支払報告書の提出や特別徴収関連手続き、法人町民税の申告、固定資産税（償却資産）の申告

利用時間／月曜日～金曜日 8 時 30 分～20 時（祝日、年末年始を除く）

相続や贈与などに係る生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金について 所得税の還付を受けられる場合があります

問合せ先／三島税務署 (987-6711)

遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分は、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そのため、税務署では、相続や贈与などに係る生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いを改めることになりました。これにより、平成 17 年～平成 21 年分の所得税が納めすぎになっている場合、所得税の還付を受けられる場合があります。対象となる人は、手続き（更正の請求または確定申告）をお願

いします。

取り扱い変更の対象となる人や所得税の還付の手続きについて、詳しくは国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でもご覧になれます。

※平成 17 年分については、還付期限が平成 22 年 12 月末の人もいます。お早目の手続きをお願いします。

※受け取った年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった人も対象になります。

